

平成十二年政令第四百十五号

アルコール事業法施行令

内閣は、アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三十三条第二項及び第四十三条並びに附則第十四条第一項並びに第二十条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国庫納付金の納付期限）

第一条 アルコール事業法（以下「法」という。）第三十三条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者（以下「製造事業者又は輸入事業者」という。）は、法第二十四条第四項に規定する特定アルコール（以下単に「特定アルコール」という。）を譲渡した日の属する月の末日から二月以内

（国庫納付金の納付の手続）

第二条 特定アルコールを譲渡した製造事業者又は輸入事業者は、毎月（特定アルコールの譲渡がない月を除く。）経済産業省令で定めるところにより、その月中において譲渡した特定アルコールについて、国庫納付金の額を記載した申告書に、当該国庫納付金の計算書を添付して、翌月末日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

2 国庫納付金は、會計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四条の二第三項に規定する歳入徴収官の発する納入告知書によって、国庫に納付しなければならない。

第三条 経済産業大臣は、法第三十二条第一項の規定により製造事業者又は輸入事業者に対し担保の提供を命ずる場合には、これを提供すべき期限を指定しなければならない。

第四条 次の表の上欄に掲げる規定に基づく経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、法第十条、第十二条（これらの規定を法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）並びに第四十条第一項及び第二項の規定に基づく権限にあっては、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十三条第一項及び第二法第三十三条第一項、第七條第二項、第八條第一の許可を受けよ

Table with 4 columns: Item No., Description of Provision, Location, and Remarks. It details the jurisdiction of the Economic Industry Minister and the Economic Industry Bureau Chief for various alcohol-related activities.

4 前二条に規定する経済産業大臣の権限は、当該製造事業者又は輸入事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

附則

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

（旧法に関する技術的読替え）  
第二条 法附則第十四条第一項によりなおその効力を有するものとされる法附則第九条の規定による廃止前のアルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号。以下「旧法」という。）第二十二條から第二十五条まで及び第二十九条ノ五から第三十一条までの規定については、次の表の上欄に掲げる旧法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table for technical amendments, mapping old law provisions to new ones. Columns include Old Law Article, New Law Article, and the specific text changes.

		レタル旧法第二十二條第二項
第二十九條第二項	第二十二條	旧法第二十二條
第二十五條	買受ケタル者及アルコ ール売捌人	買受ケタル者
第三十條第一項	アルコール製造者、アルコール売捌人又ハ第二十二條	旧法第二十二條
第三十條第一項第 二號	製造又ハ受 取	
第三十條第一項第 三號	製造、販売 使用上	

附 則 (平成一五年八月八日政令第三六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十一条までの規定並びに附則第七条から第十一条まで及び第十四条から第三十一条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一六日政令第三四六号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。